

農地法第3条の規定による許可申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

田上町農業委員長 様

記入例

<譲渡人>

住所 南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田3070

氏名 役場 太郎 役場 印

(名称及び代表者氏名)

<譲受人>

住所 南蒲原郡田上町大字横場新田999

氏名 田上 次郎 田上 印

(名称及び代表者氏名)

下記農地 ~~(採草放牧地)~~ について

所有権 ()
賃貸借権
使用貸借による権利
その他使用収益権 ()

}

を

{

移転

設定 (期間 5年)

したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。
(該当する内容に〇を付してください。)

記

1. 申請当事者の氏名等

当事者	氏名(名称)	年齢	職業	現住所
譲受人	田上 次郎	45	農業	南蒲原郡田上町大字横場新田999
譲渡人	役場 太郎	70	農業	南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田3070

2. 許可を受けようとする土地の所在等 (土地の登記事項証明書を添付してください。)

所在	地目		面積(m ²)	農業振興地域の整備に関する法律による地域	所有者の氏名又は名称 <small>(現所有者と氏名又は名称(登記簿と異なる場合))</small>	所有権以外の使用収益権が設定されている場合		対価、賃料等の額(円/10a)
	田上町	地番				登記簿	現況	
原ヶ崎新田		1010	田	田	1,000	農振農用地区域内	役場 太郎	15,000円/10a
原ヶ崎新田		1011	田	田	1,900	農振農用地区域内	役場 太郎	28,500円/10a
以下余白								円/10a

3. 権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細
(譲受人) _____ (譲渡人) _____

経営規模の拡大

経営規模の縮小

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

権利の種類	権利の対価(総額)	権利の設定、移転の時期	契約期間
贈与・売買・交換・ 賃貸借 ・使用貸借 その他()	69,150 円	令和〇〇年〇〇月〇〇日	令和 〇 年 〇 月 〇 日から 令和 〇 年 〇 月 〇 日まで

田農委 第 号

上記のとおり許可する。

令和 年 月 日

田上町農業委員長

所在		地目		面積(m ²)	農業振興地域の整備に関する法律による地域	所有者の氏名又は名称 <small>(現所有者と氏名又は名称(登記簿と異なる場合))</small>	所有権以外の使用収益権が設定されている場合		対価、賃料等の額(円/10a)
							権利の種類	権利者の氏名又は名称	
田上町	地番	登記簿	現況						
大字	字								円/10a
									円/10a
									円/10a
									円/10a
									円/10a
									円/10a
									円/10a
									円/10a
									円/10a
									円/10a
									円/10a
									円/10a
									円/10a
									円/10a
									円/10a
									円/10a
									円/10a
									円/10a
									円/10a
									円/10a
									円/10a
									円/10a
									円/10a

(記載要領) 1 申請者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署する場合には、押印を省略することができます。
 2 法人の場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付(独立行政法人及び地方公共団体を除く。)してください。
 3 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。
 4 水田裏作の目的の供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付けに係る事業の概要を併せて記載してください。

農地法第3条の規定による許可申請書(別添)

I 一般申請記載事項

<農地法第3条第2項第1号関係>

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が、所有権等を有する農地及び採草放牧地の状況

所有地		農地面積 (m ²)			採草放牧地面積 (m ²)	
		田	畑	樹園地		
	自作地	① 7,950.00	7,660.00	290.00	0.00	②
貸付地	0.00	0.00	0.00	0.00		
非耕作地	所在・地番	地目		面積 (m ²)	状況・理由	
		登記簿	現況			

所有地以外の土地		農地面積 (m ²)			採草放牧地面積 (m ²)	
		田	畑	樹園地		
	借入地	③				④
貸付地						
非耕作地	所在・地番	地目		面積 (m ²)	状況・理由	
		登記簿	現況			

(記載要領)

- 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。
なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第5号の括弧書きに該当する土地です。
- 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～であることから条件不利地であり、〇年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地としての管理を行っている」等耕作又は養畜の事業に供することができない事情等を詳細に記載してください。

1-2 権利を取得しようとする者及びその世帯員等の機械の所有状況、農作業に従事するものの数等の状況

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田	畑	樹園地	採草放牧地
作付(予定)作物	水稻	野菜		
権利取得後の面積(m ²)	10,560.00	290.00		

(2) 大農機具又は家畜

数量	種類	トラクター	田植機	コンバイン	乾燥機	トラック		
		確保しているもの	所有 リース	1	1	1	1	2
導入予定のもの	所有 リース							
(資金繰りについて)								

(記載要領)

- 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、牛、豚、鶏等です。
- 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る)等資金繰りについても記載してください。

(3) 農作業に従事するもの

① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況

農作業歴	25年	農作業技術修学歴	年	その他()	年

② 世帯員等その他常時雇用している労働力

現在	1人	農作業経験の状況	20年
増員予定	人	農作業経験の状況	

③ 臨時雇用労働力(年間延人数)

現在	人	農作業経験の状況	
増員予定	人	農作業経験の状況	

④ ①～③の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

平均距離	2.0Km	平均移動時間	7分
------	-------	--------	----

<農地法第3条第2項第2号関係>

(権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合のみ。)

2 その法人の構成員等の状況(添付したときは、チェックしてください。)

添付資料:農地所有適格法人としての事業等の状況(別紙)

<農地法第3条第2項第3号関係>

3 信託の引受け該当有無(以下の該当するものに〇を付してください。)

信託の引受けによる権利の取得 有 無 有の場合、信託契約の内容

<農地法第3条第2項第4号関係> (権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載してください。)

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況(「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。)

農作業に従事する者の氏名	年齢	主たる職業	権利取得者との関係(本人または世帯員等)	農作業への年間従事日数	備考
田上 次郎	45	農業	本人	250 日	
田上 洋子	43	農業	妻	150 日	
				日	
				日	
				日	

(記載要領)

備考欄には、農作業への従事日数が年間150日に達する者がいない場合に、その農作業に従事する者が、その行う耕作又は養畜の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事している場合は〇印を記載してください。

<農地法第3条第2項第5号関係> (転貸する場合のみ記載してください。)

5 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者(賃借人等)が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合には、以下のうち該当するものに印を付してください。

- 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。
- 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
- その土地を水田裏作(田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。)の目的に供するため貸し付けようとする場合である。
(表作の作付内容＝ 、裏作の作付内容＝)
- 農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

<農地法第3条第2項第6号関係>

6 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼす影響について。

支障の有無 ⇒ 有 ・ 無 (いずれかを○で囲む。)

「有」の場合はその具体的な内容を記載してください。(例えば、集落営農や担い手への集積等の取組への支障、農薬の使用法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。)

[教示]

1 この処分に不服があるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、審査請求書(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第19条第2項各号に掲げる事項(審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求する場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。))に記載しなければなりません。)正副2通を新潟県知事に提出して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、田上町を被告として(訴訟において田上町を代表する者は農業委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。